

令和4年第7回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和4年7月5日 開会

令和4年7月5日 閉会

令和4年第7回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年7月5日（火）午後3時30分  
場 所 山武市役所 第6会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一  
議 事 議案  
（1）農地法第3条の規定による許可申請について  
（2）農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について  
（3）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について  
（4）令和4年度第4次農用地利用集積計画（案）の決定について  
て  
（5）農用地利用配分計画（案）に関する意見について  
（6）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

欠席農地利用最適化推進委員（0名）

出席事務局職員（4名）

- 
- ◎日 程
- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第7 議案第4号 令和4年度第4次農用地利用集積計画（案）の決定について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
- 日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和4年7月5日 山武市農業委員会 会長 井野 敬一

---

◎開 会

**議長** これから令和4年第7回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立しております。

日程第1、会期の決定並びに日程第2、議事録署名人の指名について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

**議長** 異議なしとの声がありました。御異議ないものと認めます。会期は本日1日限りとし、議事録署名人は、議席番号8番増田委員並びに議席番号11番中山委員を指名いたします。

---

◎報告 (事務局説明)

---

◎議案第1号

議長 議案の審議に入ります。

事務局 議長。

議長 事務局の発言を許します。

事務局 日程第4、議案第1号の申請番号10番及び申請番号11番は、日程第6、議案第3号の申請番号2番と関連する案件でございます。このことに御配慮いただきまして、併せて御審議くださいますようお願いいたします。

議長 事務局から議案審議の一部の順番を変更する願いがありました。お諮りいたします。本議案の申請番号10及び申請番号11は、議案第3号申請番号2と併せて、議案第3号の審議の際に御審議いただくこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、議案第1号の申請番号10及び申請番号11は、議案第3号の申請番号2と併せて、日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてにおいて審議することといたします。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請番号1から申請番号9までの概要説明を事務局に求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の概要説明が終わりました。申請番号ごとに地区担当推進委員の説明及び当該地域の農業委員の補足説明を求めます。

申請番号1について、地区担当推進委員の今関委員の説明を求めます。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。

申請番号1番について御説明申し上げます。

これは売買による所有権移転でございます。譲渡人については、体力の限界のため、経営規模の縮小ということで、譲受人に対しては、経営規模拡大のためということです。

この3筆の土地は、譲受人が昨年より譲渡人から耕作を依頼され、耕作しております。今現在、稲が作付され、きれいに管理されております。地元としては何ら問題ございませんので、よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号12番、今関委員の補足説明を求めます。

今関委員

議席番号12番、今関でございます。

推進委員の今関さんの説明のとおりでございます。この土地は去年あたりから譲受人のほうから私のほうに相談があった土地でございます。地元としては何も問題はございません。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

申請番号2について、地区担当推進委員の古谷委員の説明を求めます。

古谷推進委員

地区担当推進委員の古谷です。

この土地は譲受人の畑の隣にありまして、譲渡人は遠方に住んでおり、耕作もできないということで売買によって所有権移転の申請になりました。

譲受人の畑の隣ということで問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号11番、中山委員の補足説明を求めます。

中山委員

議席番号11番の中山でございます。

概要につきましては推進委員の方の説明のとおりでございます。現状は竹の根が侵入していて、譲り受けた後、ちょっと大変かなとは思いますが。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

申請番号3について、地区担当推進委員の古谷委員の説明を求めます。

**古谷推進委員** 地区担当推進委員の古谷です。  
申請番号3について御説明いたします。  
譲受人と譲渡人、親戚関係にあるということで、譲受人が植木畑にするということで今、耕作されていないちょっと荒れた土地になります。そこを2年ぐらいかけて、草とかを混ぜまして、肥料にして植木を作るということです。  
よろしく申し上げます。

**議長** 地区担当推進委員の説明が終わりました。  
当該地域の農業委員、議席番号11番、中山委員の補足説明を求めます。

**中山委員** 議席番号11番の中山でございます。  
推進委員の方の説明のとおりでございます。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
よろしくお願いたします。

**議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。採決いたします。  
議案第1号、申請番号3について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。  
申請番号4について、地区担当推進委員の椎名委員の説明を求めます。

**椎名推進委員** 地区担当推進委員の椎名です。  
4番について御説明いたします。  
譲渡人と譲受人におきましては、身内になるということで、

今回は贈与による所有権の移転です。10年ぐらい前に1回、貸していた畑を戻されまして、その後、譲受人へ譲りたいと話をしたところ、そのときはまだ頑張ってくれということで話は見送りになりましたが、譲渡人のほうがもう年なので田畑を整理しようかということで今回の贈与になりました。

何ら問題ないかと思いますので、よろしく願いいたします。

**議長**

地区担当推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号17番、齊藤委員の補足説明を求めます。

**齊藤委員**

議席番号17番の齊藤です。

今、地区担当の推進委員の椎名さんから申されましたとおりでございまして、当地区では何ら問題がなかろうと思いません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

**議長**

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号4について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

申請番号5について、地区担当推進委員の椎名委員の説明をお願いいたします。

**椎名推進委員**

地区担当推進委員の椎名です。



5番について御説明いたします。

この案件ですけれども、5月の総会の際に一度この譲渡人と譲受人で申請が出されたのですが、そのときに2筆申請するのを忘れたということで今回の申請になりました。

所有権の贈与による移転で、親子間で経営移譲をするということで今回の申請が出されましたので、よろしく願いいたします。

**議長**

地区担当推進委員の説明が終わりました。

続いて、当該地域の農業委員、議席番号17番、齊藤委員の補足説明を求めます。

**齊藤委員**

議席番号17番の齊藤です。

今の椎名推進委員さんの説明のとおりでありまして、贈与と言われましても親子関係ですので、何ら問題はなかろうかと思えます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

**議長**

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号5について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

申請番号6について、地区担当推進委員の齊藤委員の説明を求めます。

**齊藤推進委員**

地区担当推進委員の齊藤です。

申請番号6番について説明いたします。

今回の申請は、売買による所有権の移転であります。譲渡人におかれましては、規模縮小、また譲受人におかれましては、規模拡大とまた、申請地が自分の作業場の隣ということもありまして、利便性もよいということから今回の申請になりました。

また、譲受人は、地域の担い手として現在、頑張っておりますので、地域としては問題ないかと思えます。

よろしく申し上げます。

**議長**

地区担当推進委員の説明が終わりました。

続いて、隣接地域の農業委員、議席番号13番、鈴木委員の補足説明を求めます。

**鈴木委員**

議席番号13番、鈴木と申します。

齋藤推進委員さんの説明のとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

**議長**

地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号6について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

申請番号7について、地区担当推進委員の川村委員の説明を求めます。

**川村推進委員**

地区担当推進委員の川村です。

申請番号7番を説明いたします。所有権移転を伴う贈与であります。

譲渡人につきましては、相続で取得した土地ではございますが、農業をしていないということで今回処分をしたいということであります。

また、譲受人につきましては、自分の水田に隣接しているため、数年前から一緒に耕作をしている土地でございますので、何ら問題はないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員の説明が終わりました。

続いて、当該地域の農業委員、議席番号12番、今関委員の補足説明を求めます。

今関委員

議席番号12番、今関でございます。

推進委員の川村さんの説明のとおりでございます。地元としては何ら問題はございません。

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号7について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

申請番号8について、地区担当推進委員の高宮委員の説明を求めます。

**高宮推進委員** 地区担当推進委員の高宮です。  
申請番号8について説明させていただきます。  
この申請は贈与による所有権移転です。譲渡人は地元に住んでおらず、管理が難しいということでした。  
譲受人は現在、耕作している田に近く、便利なためです。  
地元としては何ら問題がありません。よろしく願いいたします。

**議長** 地区担当推進委員の説明が終わりました。  
続いて、当該地域の農業委員、議席番号15番、石橋委員の補足説明を求めます。

**石橋委員** 議席番号15番の石橋です。  
ただいまの高宮推進委員さんの御説明のとおりです。問題はありません。  
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
よろしく願いいたします。

**議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。採決いたします。  
議案第1号、申請番号8について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。  
申請番号9について、地区担当推進委員の伊藤委員の説明を求めます。

**伊藤推進委員** 地区担当推進委員の伊藤です。  
申請番号9について説明いたします。

この案件は売買による所有権移転となります。譲受人は営農型太陽光発電設備を設置する場所を探しておりまして、この土地を見つけて譲渡人のほうに要請し、売買をすることになったそうです。ただ、その段になって、営農型太陽光発電の設備の手続をすると時間がかかるということで、早めに手続だけはやりたいという譲渡人の意見がありまして、今回、3条申請で出てきました。しばらくしましたら営農型太陽光発電の4条を申請しますという状況のようです。

地元としては問題はありません。よろしくお願ひします。

議長

地区担当推進委員の説明が終わりました。

続いて、当該地域の農業委員、議席番号14番、藤田委員の補足説明を求めます。

藤田委員

議席番号14番、藤田です。

ただいまの伊藤推進委員説明のとおりでございまして、この場所は山と山の間ですからもともとあまり耕作はしていない場所で、今日見たらきれいに耕してありました。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願ひします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございせんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第1号、申請番号9について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については許可することに決定いたします。

◎議案第2号

**議長** 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。  
議案第2号について、事務局に申請概要の説明を求めます。

**事務局** (事務局説明)

**議長** 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の佐瀬委員の説明を求めます。

**佐瀬推進委員** 地区担当推進委員の佐瀬です。  
議案第2号、番号1について説明します。  
これは営農型太陽光発電設備の一時転用です。  
譲受人は山武市で第1号の営農型太陽光発電を始めた方で、今回で3回目の更新申請となります。この9年間、計画どおり耕作されており、何ら問題ないと思われま

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の増田委員から報告を求めます。

**増田委員** 議席番号8番の増田でございます。  
先日、現地調査をしましてまいりましたが、ただいま佐瀬推進委員さんのほうから御説明がありましたように、太陽光発電で、大変きれいに管理されておりました。一時的な利用であることから、許可申請については、農地法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため許可相当と思われま

よろしく願いいたします。

**議長** 事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号は、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたします。

---

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

なお、申請番号2については、議案第1号、申請番号10及び申請番号11と併せて最後に審議いたします。

申請番号1について、事務局の概要説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の佐瀬委員に説明を求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。  
議案第3号の番号1について説明します。  
これは転用を伴う所有権の移転です。  
これは以前、農振除外の意見照会があり、許可見込みありと判断された案件です。そのときの目的や計画のとおり、進入路、車両置場用地であり、道路と宅地に挟まれたところで、周辺農地への影響はないと思われま

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の増田委員の報告をお願いいたします。

増田委員 議席番号8番、増田でございます。  
先日、現地確認をしてみました。地区担当推進委員さんの説明のとおりでございました。  
申請地は、申請人の住宅の隣接地であり、既存施設の拡張、農地法施行規則第35条第5号の適用が可能ですので、許可相

当と思われます。  
よろしくお願いいたします。

**議長** 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。採決いたします。  
議案第3号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については許可相当として意見を付すことに決定いたします。  
申請番号3について、事務局の概要説明を求めます。

**事務局** (事務局説明)

**議長** 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の伊藤委員に説明を求めます。

**伊藤推進委員** 地区担当推進委員の伊藤です。  
議案第3号、番号3について説明します。  
この場所は、5月総会で非農地証明願という申請が出されていた箇所、その後、県の回答としては、遊休農地であるものの農地ではないかという見解がなされ、それが申請者に伝えられ、その証明願について取下げがなされたそうです。そして、今回のこの転用申請に至ったということになります。  
5月総会時の説明と一部重複しますが、現地の様子を少し説明しますと、もともとは現在の所有者の先代の方がすぐ隣に住んでいたようで、現在ではその家も空き家となっており、今の所有者は農地も含めて管理にすごく困っているもので、何かいい活用法はないかと苦慮されていたようで、今回の申請に至りました。

地元としては、隣地所有者の理解も得られていると聞いて



いますので、問題がないと考えております。よろしくお願  
いたします。

**議長** 地区担当推進委員の説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の川島委員の報告を求めます。

**川島委員** 議席番号9番、川島です。  
今、推進委員の伊藤さんから詳細について説明がありました  
とおりでございます。  
代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において  
特に問題はないかと思えます。したがって、農地法第5条第  
2項各号に該当しない為、許可相当と思われまますので、よろ  
しくお願いたします。

**議長** 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査  
員の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。採決いたします。  
議案第3号、申請番号3について、許可相当として意見を  
付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については許可相当として意見を付す  
ことに決定いたします。  
申請番号4及び申請番号5について、一団の土地を形成し  
ており、また、用途が同じですので、一括審議としてよろし  
いかお諮りいたします。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありましたので、申請番号4及び申請番号  
5について、一括審議といたします。  
事務局の概要説明を求めます。

**事務局** (事務局説明)

議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の高宮委員に説明を求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。申請番号4と5について説明します。

この申請は、2024年開通を予定しています松尾横芝インターから大栄ジャンクションまでの圏央道接続に際して、現在の松尾横芝インターの出口から芝山方面に200mほどの、圏央道が下、そして、はにわ道が上の立体交差での橋の工事のための迂回路を一時転用して建設するものです。

周辺住民の方々にも説明済みでありまして、地元としても何ら問題がないと思われまます。よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の川島委員の報告を求めます。

川島委員 議席番号9番、川島です。

今の高宮推進委員のほうから詳細については説明がございましたとおりでございます。

圏央道の迂回路ということで、一時的な利用、一時転用ということで特に問題ないかと思ひます。農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われまます。よろしく願い申し上げます。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めまます。採決いたします。

議案第3号、申請番号4及び申請番号5について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については許可相当として意見を付すことに決定いたします。

それでは、日程第4の前にお諮りし併せて審議することをお許しいただいた議案第1号、申請番号10及び申請番号11、並びに本議案、申請番号2を議題といたします。

事務局の概要説明を求めます。

**事務局** (事務局説明)

**議長** 事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の佐瀬委員の説明を求めます。

**佐瀬推進委員** 地区担当推進委員の佐瀬です。

それでは、まず第1号の番号10及び11について説明します。

番号10は貸借権の設定です。後ほど説明します5条の営農型太陽光のパネルの下部で作付けするものですが、今までは所有者が自分で耕作することになっていたのですが、高齢ということもあり、もう難しいということなので、今回、グリーンアグリという茨城の法人が耕作するそうです。会社からは2時間くらいとのことでした。

次に番号11ですが、これは区分地上権の設定です。太陽光設備のパネル部分の空間に当たる部分の権利設定となります。こちらについては、パネルはすでにもう設置済みでありますし、周辺農地への影響は少ない為、問題がないと考えます。

10と11については以上です。

続きまして、議案第3号の番号2の第5条の件について説明します。

これは、営農型太陽光発電設備の一時転用です。今回、この申請は、更新申請ということになります。3年前の計画時当初、営農予定としては、きくらげから、コロナの影響もあって変更し、3月にミョウガを植えたばかりです。3年前に、実は農業委員会でも業者を呼んで説明は受けました。ミョウガを3月に植えた場合、通常、収穫は8月か9月頃かと思われれますが、植えた最初の年は収穫自体が安定しないことが多いようなので、ちゃんと収穫できるようになるのは一般的に翌年からとされているそうです。現地確認では、ミョウガが

あるかどうかは、草だらけの状況でして分かりませんでした。

譲受人の事業者が前回から変更になりました。営農者は、土地所有者ではなく法人に変えてきました。これがどう変化するのか分かりませんが、ふだんから圃場は巡回していましたが、3年間、耕作している様子は全くありませんでした。

その辺も含めまして、このままだと営農型の太陽光設備じゃなくて耕作放棄地型の太陽光発電設備となってしまいますので、ぜひ改善してほしい旨をお伝えして、私の説明は終わります。

**議長**

地区担当推進委員の説明が終わりました。

続いて、担当地域の農業委員、議席番号4番、小川委員の補足説明を求めます。

**小川委員**

議席番号4番、小川です。

ただいま、推進委員の佐瀬さんが説明したとおりでございます。

まず、番号10の申請についてですが、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

続いて、番号11の申請については、周辺農地に支障がなく農地法第3条第2項のただし書きに該当する為、許可要件を満たしております。よろしく願いいたします。

**議長**

地区担当農業委員の説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の川島委員の報告を求めます。

**川島委員**

議席番号9番、川島です。

先ほど、佐瀬推進委員のほうから詳しい説明がございました。3年前と申請者は異なりますが、更新申請という内容については違いないと思います。

その中で、先ほど話がありましたように、作物の管理が悪いため現場でも悩みましたが、太陽光発電設備が既に設置済みの場所にありますので、これからも、各委員の指導のもと見守っていく必要があるかと思えます。

一時転用ですので、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当する為、必要な改善措置を促す意

見を付す形ではありますが、許可相当として良いかと思いません。

**議長** 事務局、担当推進委員、担当地域の農業委員、現地調査員の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。採決に移ります。  
まずは、議案第1号、申請番号10及び申請番号11についてお諮りいたします。これらの案件は、議案第3号、申請番号2と同時に許可することが妥当であるとする案件でございます。よって、許可日は議案第3号、申請番号2と同じ日付といたします。採決いたします。  
議案第1号、申請番号10及び申請番号11については、議案第3号、申請番号2と同日付で許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。議案第1号、申請番号10及び申請番号11については、議案第3号、申請番号2と同日付で許可することに決定いたします。  
続いて、議案第3号、申請番号2についてお諮りいたします。本件については、各委員からの説明があったとおりでございますので、必要な改善措置を講ずるよう申し添え、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については必要な改善措置を講ずるよう申し添え、許可相当として意見を付すことに決定をいたします。

---

◎議案第4号

**議長** 日程第7、議案第4号、令和4年度第4次農用地利用集積

計画（案）の決定についてを議題と供します。

この議案に対しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

（異議なし）

**議長** 異議なしの声がありました。この議案は一括審議といたします。

事務局から議案の説明を求めます。

**事務局** （事務局説明）

**議長** 事務局の議案説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

（質疑なし）

**議長** 質疑なしと認めます。採決いたします。

議案第4号、利用設定等個人別明細番号1から番号3までについては、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

**議長** 挙手全員です。本件については原案のとおり承認することに決定いたします。

---

◎議案第5号

**議長** 日程第8、議案第5号、農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを議題といたします。

この議案に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

（異議なし）

**議長** 異議なしの声がありましたので、この議案は一括審議といたします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の議案説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第5号、利用配分計画設定等個人別明細番号1及び2を一括して採決いたします。  
本件について、原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに決定いたします。

---

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。  
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の議案の説明が終わりました。  
地区担当推進委員の高橋委員から説明を求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。  
議案6号の1番について説明いたします。  
新規でありまして、現在、本人、妻、母と3人で水稻を中心に、また、落花生、小松菜を栽培しております。落花生の収穫は手作業な部分が多い為、収穫機械の導入により作業の効率化を図っております。  
また、この本人は、米の検査員の資格を保持しておりまして、非常に頑張っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長 事務局から及び地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決いたします。  
議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを採決いたします。  
本件について、原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定いたします。

---

◎その他

議長 以上で、本日予定しました議案等の審議は全て終了いたしました。  
その他の件について、皆様から御意見等ございますか。

---

◎閉 会

議長 なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。  
次回の総会は、8月5日金曜日、大会議室を予定しております。御参集のほどよろしくをお願いいたします。